

所 管 事 項 調 査

目 次

- 1 長崎市第三次環境基本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～ 5
- 2 長崎市地球温暖化対策実行計画の改訂について・・・・・・・・ P 6～11

1 長崎市第三次環境基本計画について

(1) 策定の目的

長崎市環境基本条例の基本理念にのっとり、令和4年度以降の環境の保全と創造に関する各種取組みを総合的かつ計画的にすすめることを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

①長崎市環境基本条例の基本理念の実現に向けた計画

長崎市環境基本条例第8条の規定に基づき策定するもので、同条例に定める基本理念及び施策の実現に向けた計画。

②長崎市第五次総合計画を環境面から実現する計画

長崎市第五次総合計画の着実な進展を環境面から補完する計画。また、他の計画や施策に対し、環境の保全と創造に関する基本的な取組みの方向を示す計画。

③市民・団体、事業者、市役所の行動指針

各主体の役割と共有する目標を掲げ、市民・団体や事業者のめざすべき方向性を示すことにより、市民・団体、事業者、市役所が一体となり、持続可能な社会を実現していくための指針となる計画。

(3) めざす環境像

本計画で長崎市がめざす将来像を「めざす環境像」として示しています。この「めざす環境像」は、21世紀半ばを展望し設定した「長崎市環境基本計画（平成12年3月策定）」のめざす姿を受け継いでいます。

また、サブテーマについては、地域循環共生圏の創造が国の第五次基本計画で目指すべき姿とされており、気候変動が危機的状況として意識されていることから、それを打開するための技術革新が求められているという認識のもと、新たに設定しています。

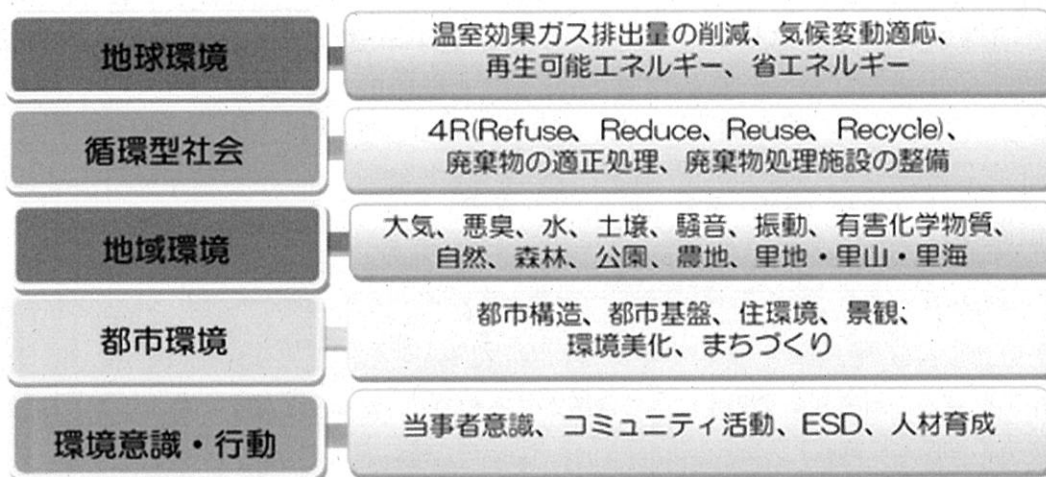
人と自然と文化が輝き続けるまち長崎

～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～



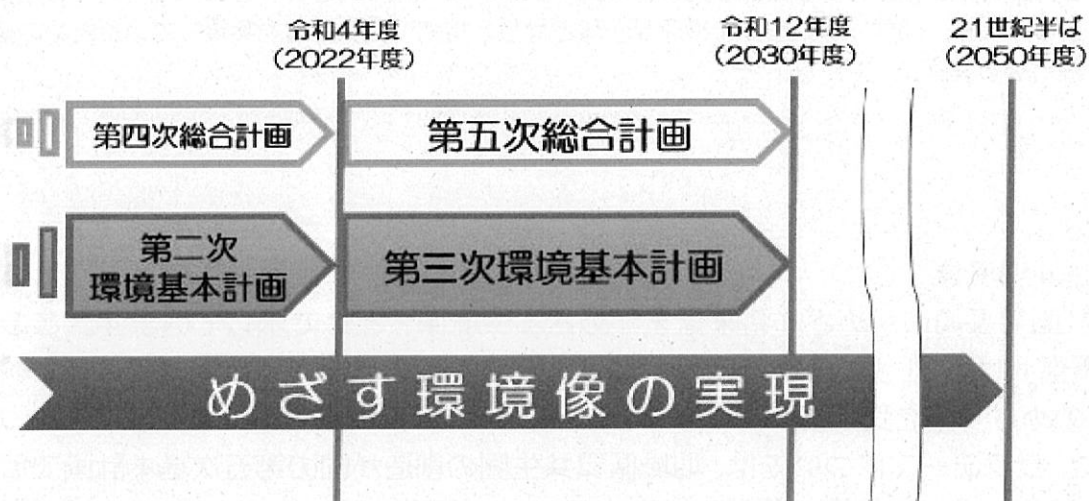
(4) 計画の範囲

計画が対象とする環境の範囲は、次の 5 つの分野に大別します。「長崎市環境基本条例」に定める基本理念にのっとり、身近な日常生活から地球規模の環境まで幅広いものとなっています。

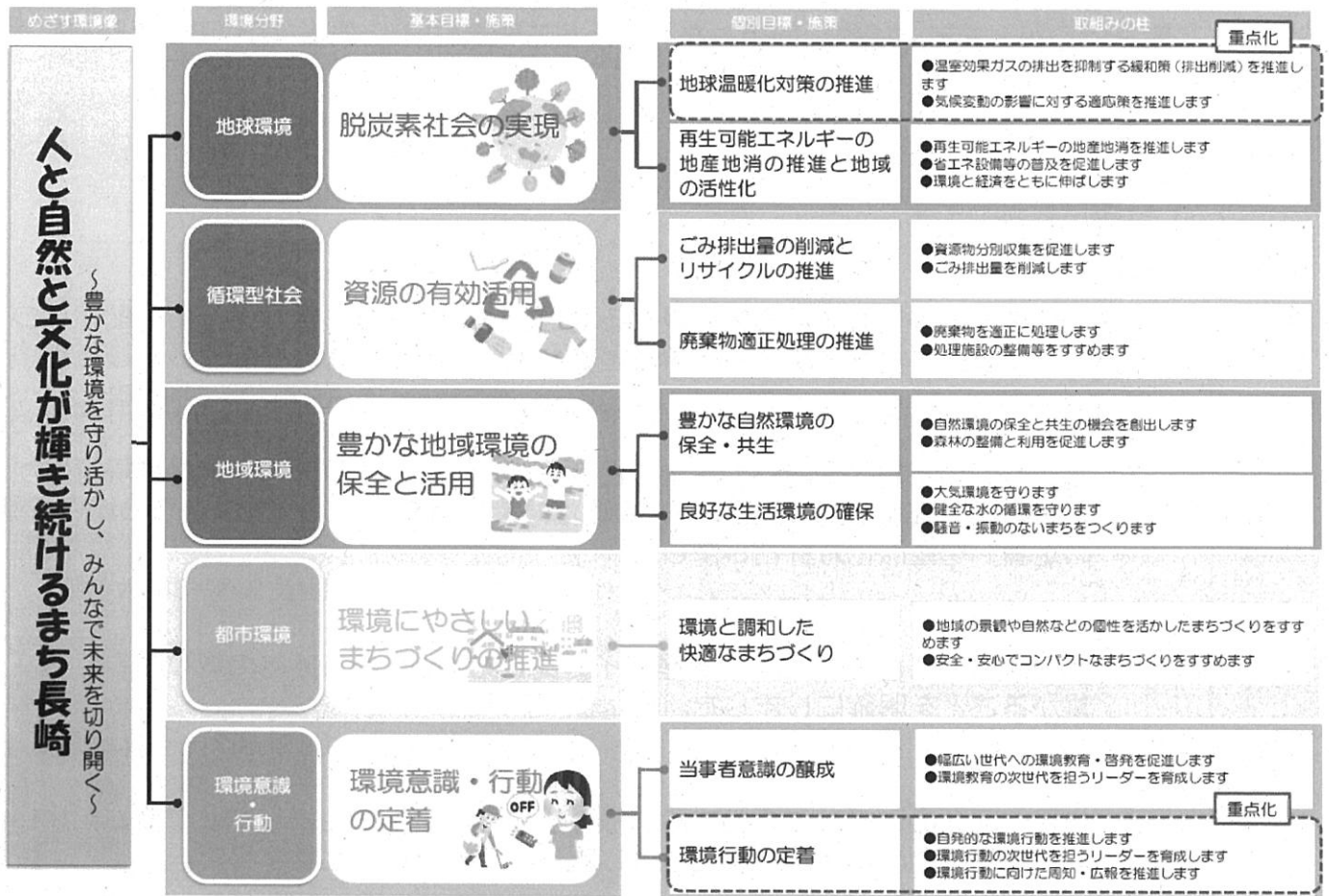


(5) 計画の期間

計画の期間は、上位計画である「長崎市第五次総合計画」との整合を図り、令和 4 年度から令和 12 年度（2030 年度）までの 9 年間とします。



(6) 取組の体系図



(7) 推進体制

ア 長崎市環境基本計画推進会議

市長、副市長及び部局長で構成し、環境基本計画の推進や環境保全に関する重要事項について総合的な調整を行います。また、推進会議の下に関係所属長で構成する推進幹事会を設置し、事前の調査・調整を行います。

イ 長崎市環境審議会

長崎市環境審議会は、「長崎市環境基本条例」の規定に基づき、環境基本計画に関する事項や環境の保全及び創造に関する事項について調査審議する市長の諮問機関で、学識経験者、市議会議員及び関係行政機関の職員、市民の代表（公募）で構成されます。

環境審議会に対し環境基本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、環境審議会から意見や提言を受け、その反映に努めます。

ウ 市民・団体、事業者との連携・協働体制

環境基本計画を効果的にすすめるため、各主体が連携・協働した取組みをすすめます。取組みの推進役として、「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を設置し、情報発信や環境イベントの実施、事業者の環境経営等に関する相談への対応などを実施します。

エ 広域的な連携・協力体制

河川等の水質汚濁の問題やごみ問題などの近隣自治体と共通する課題や、地球環境問題をはじめとする広域的な取組みを必要とする問題に対しては、国や県、近隣自治体などの関係機関と連携・協力します。

(8) 計画の特徴と工夫

- ✓ 表紙に未来の天気予報図を掲載するなど、ユニバーサルデザインにも配慮しつつ、イラストや写真を多用することで全年代に分かり易いものとなりました。
【計画表紙ほか参照】
- ✓ 気候変動の影響への関心の高まりとともに、一人ひとりの具体的な環境行動が求められる現状を踏まえ、「地球温暖化対策の加速」と「一人ひとりの環境行動の定着」を重点化方針としました。
【計画 8 ページほか参照】
- ✓ 取組みの柱ごとに SDGs の関連アイコンを記載し、SDGs への取り組みにも繋がることを明確にしました。
【計画 10 ページほか参照】
- ✓ 市民・団体の取組みについては、様々な生活シーンごとにピクトグラムを用いて、環境行動の実践例が見える化し親しみやすいものとなりました。
【計画 24 ページほか参照】
- ✓ 環境行動の実践効果を個別に記載し、自分の環境行動がどのような効果を生み出すか見える化しました。
【計画 24 ページほか参照】

(9) 周知と実効性の確保

サステナプラザながさきを中心に SNS などの様々な媒体を活用した広報を実施し、日常生活の中で環境行動を起こす新たな層の掘り起こしにつなげるとともに、エコなライフスタイルが日常に定着することを目指します。また、成果については、毎年度、環境審議会で審議し、結果を公表することで確実な進捗管理を実施します。

(10) 計画策定の経緯

年月日	会議・審議会等	主な内容
令和元年 9月～10月	長崎市第三次環境基本計画策定に係る 市民意識調査アンケート	市民、事業者、小学生対象アンケート調査
令和3年 5月28日	第1回長崎市環境基本計画推進幹事会	計画の体系案について
令和3年 7月13日	第1回長崎市環境基本計画推進会議	計画の体系案について
令和3年 7月28日	第1回長崎市環境審議会	計画の体系案について
令和3年 10月18日	第2回長崎市環境基本計画推進会議	計画（素案）について
令和3年 10月27日	第2回長崎市環境審議会	計画（素案）について【諮問】
令和3年 11月10日 ～令和3年 12月10日	パブリックコメント	計画（素案）について意見募集
令和3年 12月22日	第3回長崎市環境審議会	計画（案）について 答申（案）について
令和4年 1月21日	第4回長崎市環境審議会	計画（最終案）について 答申（案）について
令和4年 1月28日	答申	計画（素案）について【答申】
令和4年 1月31日	第3回長崎市環境基本計画推進会議	計画の策定について

2 長崎市地球温暖化対策実行計画の改訂について

(1) 計画の概要

長崎市地球温暖化対策実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条及び第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画として、市域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量削減などを行うための施策や、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量削減の取組みなどに関する計画として、2009（平成21）年3月に策定し、2017（平成29）年2月に改訂したものです。

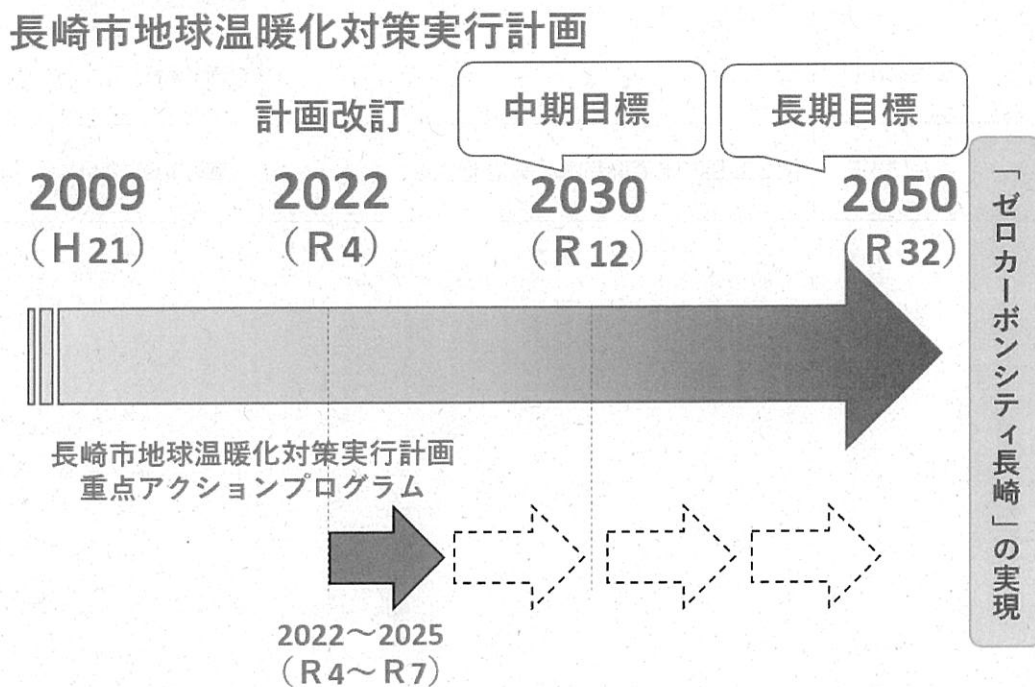
(2) 計画改訂の趣旨

本計画は、2030（令和12）年までの計画となっており、大きな社会情勢の変化などを踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しは、計画改訂から5年が経過し、第五次総合計画などの関連する計画の策定や、2050年「カーボンニュートラル」を目指す国の方針が示されたことなどの社会情勢の変化に対応するため見直しを図ったものです。

(3) 計画の期間

計画の期間は、2009（平成21）年度から2030（令和12）年度までの22年間としています。



(4) 主な改訂内容

ア SDGs との関連付け

計画の施策ごとに SDGs の関連アイコンを記載し、SDGs への取組みや、施策同士の連携、課題の同時解決などに繋がることを明確にしました。

イ 中・長期目標の設定

本計画では、長崎市がめざす温室効果ガス排出量削減の中期目標（2030（令和 12）年度）及び長期目標（2050（令和 32）年度）について定めており、2021（令和 3）年 3 月に宣言した「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向け、2050（令和 32）年度及び 2030（令和 12）年度における二酸化炭素の吸収や利活用に関する目標を新たに設定しました。

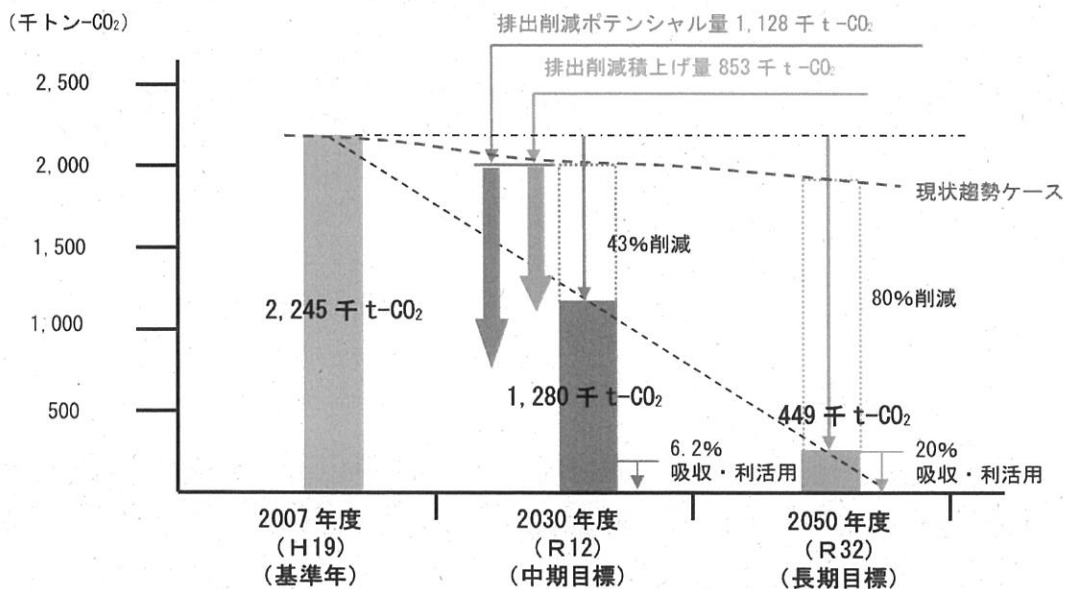
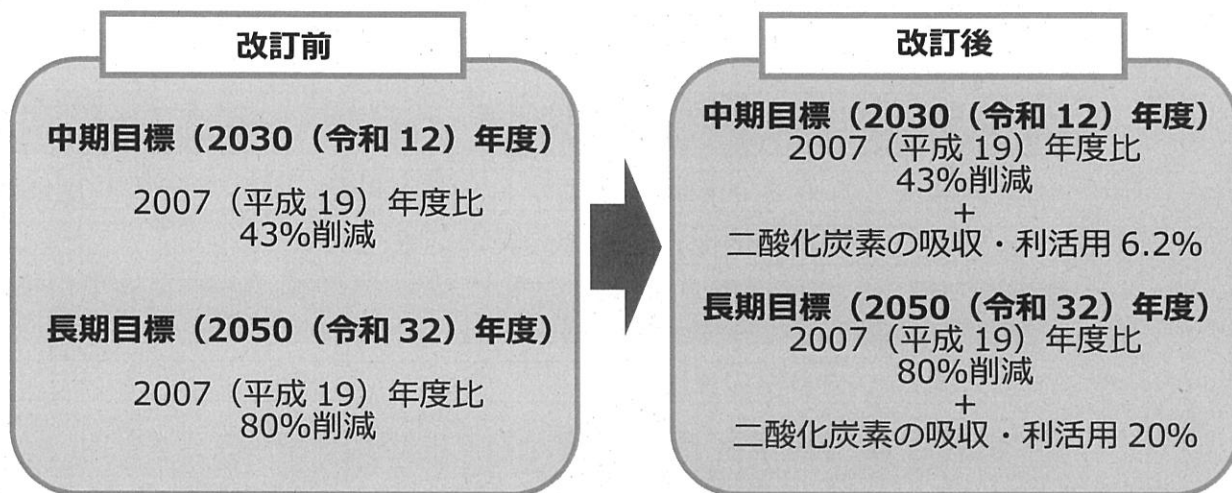


図 中長期目標設定の考え方

ウ 体系図などへの反映

二酸化炭素の吸収・利活用に関する目標を新たに設定したことに伴い、中期削減戦略体系図や行程表（ロードマップ）へ二酸化炭素の吸収・利活用に関する取組みを追加しました。

また、適応策について、2018（平成30）年12月に施行された「気候変動適応法」に基づく地域適応計画として新たに位置づけました。

1. 市域編（区域施策編）

削減戦略1 まち歩きを楽しめる脱炭素な都市の形成

- 方策1 緑に囲まれた効率的で生活しやすい快適なまちの形成
- 方策2 公共交通機関の利用促進
- 方策3 自動車使用の脱炭素化

削減戦略2 環境にやさしいエネルギーの活用と環境関連産業の活性化

- 方策1 ながさきの特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進
- 方策2 企業立地促進と地場企業の活性化

削減戦略3 省資源・循環型のまちづくり

- 方策1 4Rの輪の拡大

削減戦略4 日常生活や事業活動の脱炭素化への転換

- 方策1 市民・事業者の環境意識の向上と環境行動の促進

吸収・利活用

- 方策1 二酸化炭素の吸収と利活用に関する取組みの検討・促進

適応策

- 1 自然災害（防災）
- 2 農業、森林・林業、水産業
- 3 水循環・水資源
- 4 自然生態系
- 5 健康
- 6 市民生活・都市生活

2. 市役所編（事務事業編）

目標達成に向けた取組み

- 1 再生可能エネルギー導入による温室効果ガスの排出量削減
- 2 公共施設の新築・改修時における対策
- 3 公用車使用に伴う温室効果ガスの削減
- 4 職員による環境行動の実践

エ 戦略をリードする野心的数値目標の設定

2050（令和32）年「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向け、4つの削減戦略ごとに市域及び市役所における2030（令和12）年度までの「戦略をリードする野心的数値目標」を設定しました。

2030（令和12）年度

「ゼロカーボンシティ長崎」宣言	中期削減戦略	戦略をリードする野心的数値目標
	【削減戦略1】 まち歩きを楽しめる 脱炭素な都市の形成	【市域】 ●市内自動車保有台数に占めるEV・PHEVの割合を2030年までに20～25%にする 【市役所】 ●公用車(特殊車両除く)の総数に占めるEV・PHEVの割合を2030年までに50%以上に する
	【削減戦略2】 環境にやさしいエネルギー の活用と環境関連産業の 活性化	【市域】 ●市域のエネルギー消費量のうち、再生可能エ ネルギーの割合を36～38%にする 【市役所】 ●市保有の建築物のうち太陽光発電設備が設置 可能な施設への導入割合を50%以上に する
	【削減戦略3】 省資源・循環型のまちづくり	【市域】 ●燃やされているプラスチック製品を2030年 までにゼロにする 【市役所】 ●ペーパーレス化を推進し、2030年までに紙 の使用量を2020年度比50%以上削減する
【削減戦略4】 日常生活や事業活動の脱炭 素化への転換	【市域】 ●新築住宅のうちZEH基準（ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented）の省エネ性能に適合 する住宅の割合を2030年までに60%以上 にする 【市役所】 ●既存を含めた市の施設全体のLED照明の導 入割合を2030年までに100%にする	

(5) 推進体制

ア 長崎市の体制

地球温暖化対策を積極的に牽引し、具体的な対策を実施するため、「長崎市環境基本計画推進会議」を推進組織とし、各部局などの地球温暖化対策に関連する施策・事業の実施状況の把握や総合的な調整を行います。また、その下部組織として「長崎市環境基本計画推進幹事会（関係課長会議）」、「脱炭素社会づくり部会（関係課係長会議）」を置き、推進に関する必要な調整・協議などを行い、横断的な取組みを推進します。

イ 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第22条に基づき、本計画の策定及び実施に係る調整を図るため設置している、関係行政機関や事業者、関係団体、学識経験者などで構成される長崎市地球温暖化対策実行計画協議会と市が連携して取組みを推進します。

ウ 市民・事業者との協働

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくために、推進体制の中核である「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」や「長崎市地球温暖化防止活動推進センター」、「長崎市地球温暖化防止活動推進員」を中心に、市民（団体）、事業者、市の各主体が、それぞれ積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、各主体が協働して取組みを推進していく必要があります。

また、計画を効果的に推進していくため、市民ネットワーク「ながさきエコネット」との連携協力や情報交換を行うことで、地域レベルでの効果的な取組みを市全体に波及させ、自主的な地球温暖化防止活動の輪の拡大を推進します。

エ 広域的な連携

地球温暖化防止の取組みを効果的に進めるためには、広域的な視点に立って取り組む必要があります。そのため、長崎広域連携中枢都市圏を構築する長与町や時津町をはじめ、国や長崎県、周辺市町など様々な機関と連携を図り、広域的な施策の展開を推進します。

(6) 計画策定の経緯

年月日	会議・審議会等	主な内容
令和元年 9月9日	令和元年度 低炭素社会づくり部会(第1回)	計画の見直しについて
令和元年 10月2日	令和元年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第1回)	計画の見直しについて
令和元年 12月18日	令和元年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第2回)	計画の見直しについて
令和2年 7月8日	令和2年度 低炭素社会づくり部会(第1回)	計画の見直しについて
令和2年 11月13日	令和2年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第1回)	計画の見直しについて
令和3年 2月2日	令和2年度 長崎市環境基本計画推進会議(第1回)	「ゼロカーボンシティ」宣言及び宣言文の内容について
令和3年 5月28日	令和3年度 長崎市環境基本計画推進幹事会(第1回)	計画の骨子(案)について
令和3年 7月9日	令和3年度 脱炭素社会づくり部会(第1回)	計画の見直しについて 重点アクションプログラムの見直しについて
令和3年 7月13日	令和3年度 長崎市環境基本計画推進会議(第1回)	計画の骨子(案)について
令和3年 8月11日	令和3年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第1回)	計画の骨子(案)について
令和3年 10月18日	令和3年度 長崎市環境基本計画推進会議(第2回)	計画の(改訂素案)について
令和3年 11月8日	令和3年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第2回)	計画の(改訂素案)について 重点アクションプログラム(素案)について
令和3年 11月15日 ~令和3年12月14日	パブリックコメント	計画の(改訂素案)について意見募集
令和3年 12月20日	令和3年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第3回)	計画(案)について 重点アクションプログラム(案)について
令和4年 1月25日	令和3年度 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会(第4回)	計画の(改訂最終案)について 重点アクションプログラム(最終案)について
令和4年 1月31日	令和3年度 長崎市環境基本計画推進会議(第3回)	計画の改訂について